

表1-1 サービス類型別加算率

サービス区分	介護職員等処遇改善加算			
	I	II	III	IV
初回介護	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%
夜間対応型訪問介護	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%
(介護予防)訪問入浴介護	10.0%	9.4%	7.9%	6.3%
通所介護	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%
地域密着型通所介護	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%
(介護予防)通所リハビリテーション	8.0%	8.3%	6.0%	5.3%
(介護予防)特定施設入居者生活介護	12.8%	12.2%	11.0%	8.8%
地域密着型特定施設入居者生活介護	12.8%	12.2%	11.0%	8.8%
(介護予防)認知症対応型通所介護	18.1%	17.4%	15.0%	12.2%
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	14.9%	14.6%	13.1%	10.6%
看護小規模多機能型居宅介護	14.9%	14.6%	13.1%	10.6%
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	18.0%	17.8%	15.5%	12.5%
介護老人福祉施設	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%
地域密着型介護老人福祉施設	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%
(介護予防)短期入所生活介護	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%
介護老人保健施設	7.5%	7.1%	5.4%	4.4%
(介護予防)短期入所療養介護(老健)	7.5%	7.1%	5.4%	4.4%
(介護予防)短期入所療養介護(短期療養(老健以外))	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%
介護医療院	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%
(介護予防)短期入所療養介護(医療院)	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%

注 介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、訪問時は訪問介護と、通所時は通所介護と同じとする。

表1-2 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
(介護予防)訪問看護(介護予防)訪問リハビリテーション(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、(介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%

表2-1 加算1～Nの算定要件(資金成金以外の要件)

	①月額賃金 改定要件I		②月額賃金 改定要件II		③キャリア アップ 要件I	④キャリア アップ 要件II	⑤キャリア アップ 要件III	⑥キャリア アップ 要件IV	⑦キャリア アップ 要件V	⑧職場環境等要件	
	円未満の 部分を切り 上げ	改定	円未満の 部分を切り 上げ	改定	円未満の 部分を切り 上げ	円未満の 部分を切り 上げ	円未満の 部分を切り 上げ	円未満の 部分を切り 上げ	円未満の 部分を切り 上げ	区分ごとの 職歴 (生活歴) 向上は2 以上は3 以上)	区分ごとの 職歴 (生活歴) 向上は2 以上は3 以上)
介護職員等処遇改善加算I	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算II	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算III	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算IV	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注 (○)は令和7年3月時点で処遇加算V(1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・(12)・(14)を算定していた事業所のみ算定する必要がある要件

表2-2 (参考)令和6年度中に算出措置区分として算定可能な加算Vの算定要件(資金成金以外の要件)

	①月額賃金 改定要件I		②月額賃金 改定要件II		③キャリア アップ 要件I	④キャリア アップ 要件II	⑤キャリア アップ 要件III	⑥キャリア アップ 要件IV	⑦キャリア アップ 要件V	⑧職場環境等要件	
	円未満の 部分を切り 上げ	改定	円未満の 部分を切り 上げ	改定	円未満の 部分を切り 上げ	円未満の 部分を切り 上げ	円未満の 部分を切り 上げ	円未満の 部分を切り 上げ	円未満の 部分を切り 上げ	区分ごとの 職歴 (生活歴) 向上は2 以上は3 以上)	区分ごとの 職歴 (生活歴) 向上は2 以上は3 以上)
介護職員等処遇改善加算V(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算V(2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算V(3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算V(4)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算V(5)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算V(6)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算V(7)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算V(8)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算V(9)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算V(10)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算V(11)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算V(12)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算V(13)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算V(14)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注 令和7年度は加算Vの区分も算定不可。



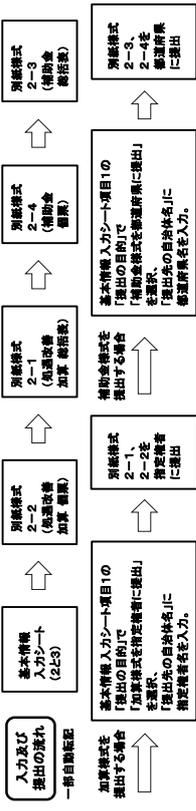
計画書(介護人材確保・職場環境改善等事業、介護職員等処遇改善加算)  
基本情報入力シート

別紙様式2

●はじめに本シート(基本情報入力シート)の黄色セルに入力することで、申請対象となる事業所等に関する基本的な情報が、各シートに自動的に転記されます。

【重要】

- ①本計画書は、介護保険事業補助金(介護人材確保・職場環境改善等事業)(以下「補助金」という。)及び介護職員等処遇改善加算(以下「処遇改善加算」という。)の本紙様式です。
- ②処遇改善加算を申請する場合は、各事業所の指定業者は、各事業所に別紙様式2-1、2-2を、補助金を申請する場合は、各事業所の所在する都道府県に別紙様式2-3、2-4を、それぞれ提出してください。その際、補助金の申請業務を都道府県が外部委託している場合もございますので、必ず都道府県のホームページをご確認ください。
- 自治体記の仕組みを活用するため、下記の作業フローに基づき、シートを完成させてください。
- 本計画書は、処遇改善加算のみ申請を行う場合、別紙様式2-3及び2-4の入力は不要です。
- 本計画書は、提出先として個票の内容を整理して提出することが可能です。
- 指定業者が別紙様式2-1、2-2を提出していただく際は、提出の目的を「加算様式を指定業者に提出」とし、「加算様式」の提出先に記入した上で、その際、様式2-3、2-4は自動的に入力されます。
- その他、補助金を申請する際は、「提出の目的を「補助金様式を都道府県に提出」とし、「補助金様式」の提出先に記入した上で、都道府県に別紙様式2-3、2-4を提出してください。
- この場合も同様、その他の様式シート(別紙様式2-1、2-2)の削除は不要です。
- 提出先の自治体名(記入すると、別紙2-1から2-4までの「提出先」欄も、自動で更新されます)。
- 提出先が正しく記入されていることを必ずご確認ください。



1 提出の目的と提出先の自治体名

提出の目的	加算様式の提出先(例:〇〇県、〇〇市、〇〇町、〇〇広域連合)	補助金様式の提出先(例:〇〇県)
提出先の自治体名		

※上記入力の流れに沿って必要事項を入力した後に、「提出の目的」を選択し、提出先の自治体名を選択・記載してください。加算と補助金両方を申請する場合、加算様式を自治体に提出し、補助金様式を都道府県に提出し、加算様式の提出先を記載した媒体と「補助金様式を都道府県に提出」を選択し、補助金様式の提出先を選択した媒体をそれぞれ作成してください。審査事務の円滑化のため、選択していない様式は、グレーアウトされるようになっていきます。再度全ての様式を確認したい場合は、「提出の目的」で変更を選択してください。

2 基本情報

下表に必要事項を入力してください。記入内容が各様式に反映されます。

法人名	
フリガナ	
名称	
〒	
住所1(番地・丁目・番地等)	
法人住所(〒)	
住所2(建物名等)	
法人代表者	
氏名	
法人番号	
事務作成担当者	
フリガナ	
氏名	
電話番号	
連絡先 E-mail	

3 補助金及び処遇改善加算の対象事業所に関する情報

下表に必要事項を入力してください。記入内容が別紙様式2-2及び別紙様式2-4に反映されます。

※「一月あたり介護報酬単位数(単位)」は、一月あたり介護報酬総単位数として算出される単位数を、前年7月から12月までの6か月間の介護報酬総単位数(処遇改善加算の各申請事業所を含む)を、各年度ごとに算出してください。ただし、事業所ごとに算出された単位数を、各年度ごとに算出してください。また、「一月あたり処遇改善加算の加算単位数(単位)」は、前年7月から12月までの処遇改善加算の単位数の合計をGで除するなどの方法によって算出します。事業所ごとに記載してください。なお、令和7年度に事業所大業に併存単位数の増減が見込まれる場合には、加算についての適切な計画を策定するため、それらの増減の見込を反映させる等の調整を行うことも差し支えありません。

※介護予防や短期利用型サービスを含め、記入漏れがないことを確認しました。

番号	介護保険事業所番号	指定業者名	事業所の所在地		サービス	一月あたり介護報酬単位数(単位)	一月あたり処遇改善加算の加算単位数(単位)	一月あたり介護報酬単位数(単位)	一月あたり介護報酬単位数(単位)	介護人材確保・処遇改善加算の加算単位数(単位)
			都道府県	市区町村						
1										0
2										0
3										0
4										0
5										0
6										0
7										0
8										0
9										0
10										0
11										0
12										0
13										0
14										0
15										0
16										0





別紙様式2-2(知通改善加算 個票)

**【記入上の注意】**  
 ・(赤ペンで)「B」のセルは必ず入力してください。空欄がある場合は不備となります。

提出先

法人名	
知通改善加算(見込額)の合計(円) ①見込額上②③の合計	0 円
うち、知通改善加算(見込額)の合計(円) (別紙様式2-1B1)①+②	0 円
うち、新たに増加する居・非居・非居・非居の合計額(円) (別紙様式2-1B1)①+②	0 円

④キャリアパス要件別について(令和7年度の算定予定)について	0
⑤単体の賃金が毎歳140万円以上となる者の数	0
知通改善加算①・②の算定を届け出た事業所数	0
(経理人形・専任・総合事業での重複除く)	0

【記入上の注意】  
 ・事業所の賃金が年額440万円以上であることは、知通改善加算による賃金改善額を算定するに当たって考慮すること。

介護保険事業所番号	事業所所在地 指考番号 都道府県 市区町村	事業所名	サービス名	一斉または分 別(職制)の 知通改善加 算対象者 (単位) (a)	1単位 あたりの 職制(円) (b)	令和7年3 月時点の算 定区分	加算率	令和7年4月以 降に 算定する知通改 善加算の区分	加 算 率 (c)	算定対象月 (d) ※通常は令和7年1月～令和8年3月	知通改善加算 の見込額(円) (a×b×c×d)	①月額賃金要件I		②月額賃金要件II		③④キャリアパス 要件I・II	⑤キャリアパス要 件III	⑥キャリアパス要 件IV	⑦キャリアパス要件 V	
												知通改善加算 対象者の位置 別の見込額 1/2	月額賃 金要件 Iを満 たす	新たに増加する 居・非居・非居 等加算相当の 知通改善加算 の見込額	月額賃 金要件 IIを満 たす					
1										令和 年 月～令和 年 月( 月)										
2										令和 年 月～令和 年 月( 月)										
3										令和 年 月～令和 年 月( 月)										
4										令和 年 月～令和 年 月( 月)										
5										令和 年 月～令和 年 月( 月)										
6										令和 年 月～令和 年 月( 月)										
7										令和 年 月～令和 年 月( 月)										
8										令和 年 月～令和 年 月( 月)										
9										令和 年 月～令和 年 月( 月)										
10										令和 年 月～令和 年 月( 月)										

別紙様式2-3(介護人材確保・職場環境改善等事業計画書 総括表)

提出先

1 基本情報

フリガナ	
法人名	干ー
法人所在地	
フリガナ	
書置作成担当者	
連絡先	E-mail
	電話番号

2 補助金の支給要件及び使途

【支給要件(1つ以上の項目にチェック(✓))】
職場環境改善等に向けて、以下のいずれかの取組の実施を計画している又は既に実施しています。
① 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組
② 介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
③ 業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等)
【使途(1つ以上の項目にチェック(✓))】
介護人材確保・職場環境改善等事業により、職場環境改善経費への充当又は人件費(一時金等)の改善を行う方法
① 人件費の改善の実施
② 職場環境改善経費への充当
②を選択した場合、その使途を プルダウンから選択してください。

【記入上の注意】

- ・「専任職員」では、どのような項目の費用にどのくらいの額を当てたかを報告いただく必要があります。
- ・「職場環境改善経費」には、職員に対する研修費用や介護補助手等の業務経費、その他の金額が含まれます。
- ・「その他の使途」には、補助金に対する取組の明確化と役割分担、(現場)の課題の見える化(1)又は業務改善活動の体制構築(1)に関する取組を専任するための費用のうち、介護スタッフ/ボランティア等の報酬(人件費)を除いた、専門的な労務費用(会議費のみ)のみを充当することができます。
- ・介護スタッフ/ボランティア等の報酬については、「介護スタッフ/ボランティア」項目・専門的な労務費用をご活用ください。
- ・職場環境改善経費については、消費税込人件費控除額に充当することができます。消費税額を対称経費に含めていた場合、消費税仕入控除控除額の申告が必要となり、当該控除控除額分に相当する補助金の返還が必要となる場合があります。

3 その他の要件を満たすことの確認・誓約等

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。	確認項目	証明する資料の例
介護人材確保・職場環境改善等事業による人件費改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	—	—
補助金を申請する事業所は、交付対象月において介護職員等処遇改善加算(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣ)を取付している、又は令和7年4月の介護職員等処遇改善加算に係る体制届を提出します。	—	都道府県・市町村への体制届出
補助金として給付される額は、上記使途のために全額支出します。	—	給与明細、職場環境改善経費に係る明細書等
労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—	労働保険関係成立届、補正保険料申告書
労働保険料の納付が適正に行われています。	—	会議録、周知文書
本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	—	—
都道府県のホームページ等で、介護人材確保・職場環境改善等事業計画書の提出先を確認しました。	—	—

<p><input type="checkbox"/> 本介護人材確保・職場環境改善等事業計画書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に換替していることを誓約します。</p> <p>(以下のどちらか1つにチェック(✓)すること。)</p> <p><input type="checkbox"/> 【提出先の都道府県において、提出先の事業所が債権調整を行っている場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 介護人材確保・職場環境改善等事業の支払に係る各都道府県の国民健康保険団体連合会から都道府県への支払口座情報の提供に同意します。</p> <p><input type="checkbox"/> 【提出先の都道府県において、提出先の事業所が債権調整を行っている場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 債権調整を行っている提出先の事業所について、都道府県に提出口座情報を提供しています。</p>	<p>令和 7 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日</p> <p>法人名 <input type="text"/></p> <p>代表者 職名 <input type="text"/></p>
--	--

【記入上の注意】

- ・ 各種明細書は、都道府県又は指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- ・ 本表への虚偽記載の他、補助金の請求に關して不正があった場合は、補助金を返還することとなる場合がある。

(確認)提出前のチェックリスト

以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

2 補助金の見込額、支給要件及び使途
補助金の使途が示されている
3 要件を満たすこと(確認)
要件を満たすこと(確認)について、チェック(✓)が入っていない項目がない
誓約について、空欄の項目がない
別紙様式2-4(補助金)
補助金を申請予定の各事業所について、交付対象月が1つのみ指定されている。
提出先として1つの事業所を選択している。
債権調整に關して未記入の項目がない

提出に関する情報

(別紙様式2-4から集計・転記)

都道府県	① 見込額(円)	② 提出先の事業所名	③ ②の事業所が債権調整を行っている、別送口座を都道府県に登録する必要がある。
	0		

法人名	
補助金の見込額の合計[円]	0
提出先都道府県での補助金の見込額の合計[円]	0

【記入上の注意】  
 ・都道府県ごとに補助金の要件を満たす必要があり、都道府県ごとに振込先の指定方法等、様式が異なる場合もあることから、補助金の計画書は都道府県ごとに作成することが望ましい。  
 ・都道府県をまたいで法人一括での作成を行う場合は、別紙様式2-3の補助金の見込額には、提出先の都道府県内に所在する事業所・施設のみ合計額が記載される。  
 ・事業所の数が多く、1紙に記載しきれない場合は、適宜、行を追加すること。  
 ・補助金の支払は、原則として、国保連合会に登録している介護給付費等の振込先口座のうちのいずれかに、都道府県ごと、法人ごとに振り込まれる。そのため、振込先の希望を、各都道府県ごとに1つだけ選択すること。  
 ・振込先は、原則、介護給付費等の振込口座を持っていない事業所を選択すること。  
 ・もし、資格認定を行っている事業所を振込先とする場合、別途、都道府県の指定する様式で法人・事業所の振込先の口座情報等を都道府県に届け出ること。

通し番号	介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	サービスコード	介護人材確保・職場環境改善等事業を申請予定	一月あたり介護報酬総単位数【単位】(a)	1単位数あたりの単価【円】(b)	交付率(c)	補助金の見込額(e) (a×b×c) 【円】	交付対象月				国保連合会に登録している口座のうち、振込先の希望(各都道府県で1つのみ)に「○」を振込先でない事業所には「-」。	振込先に選択した事業所が資格認定を行っており、別途都道府県に振込口座情報の提供が必要。
			都道府県	市区町村									令和6年12月	令和7年1月	令和7年2月	令和7年3月		
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		

参考1 キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲの概要

キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）

基準を満たしている又は遅くとも令和7年度中に（令和8年3月末まで）に次のイからハまでのすべての基準を満たす。

イ	介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
ロ	イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
ハ	イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。

キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）

基準を満たしている又は遅くとも令和7年度中に次のイとロの両方の基準を満たす。

イ	介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①・②のうち少なくともいずれかに関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。		
	イの実現のための具体的な取組内容	①	資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。
		②	資格取得のための支援の実施
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。		

キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）

イ	介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。		
具体的仕組みの内容	①	経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。	
	②	資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。	
	③	一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。	
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。		

参考2 キャリアパス・賃金規程例(小規模事業所用)

例1:共通版

職位	対応役職	職責	職務内容	求められる能力	教育研修	任用の要件(必要経験年数・資格の目安)	給与
管理職	施設管理者(部長級)	施設の運営責任を負う	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の運営指針の立案、明示、進捗管理</li> <li>管理職育成</li> <li>リスクマネジメント</li> <li>地域・他事業所・他職種との連携・協力業務</li> <li>計数管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織運営管理能力</li> <li>危機管理能力</li> </ul>	経営者研修 管理者研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年以上 社会福祉士 介護福祉士 介護職員実務者研修修了</li> </ul>	常勤(月給) <ul style="list-style-type: none"> <li>基本給 ●●●円～</li> <li>経験手当 + ●●円</li> <li>役職手当 + ●●円</li> </ul>
管理職	グループ長(課長級)	高度な業務の遂行 グループの統括 他の従業員への指導・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理者の補佐、不在時の代理、欠員時のサポート</li> <li>チームの管理、調整</li> <li>部下の指導、育成</li> <li>リスクマネジメント・地域・他事業所・他職種との連携・協力業務</li> <li>計数管理・勤怠管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループ監督力</li> <li>部下の指導力、育成力</li> <li>危機管理能力</li> </ul>	管理職研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年以上 介護支援専門員 介護福祉士 介護職員実務者研修修了</li> </ul>	常勤(月給) <ul style="list-style-type: none"> <li>基本給 ●●●円～</li> <li>経験手当 + ●●円</li> <li>経験手当 + ●●円</li> <li>役職手当 + ●●円</li> </ul>
上級職	主任	高度な業務の遂行 他の従業員への指導	(初級職・中級職業務に加えて) <ul style="list-style-type: none"> <li>他の従業員への指導、育成</li> <li>グループ内の問題解決</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複雑な判断を要する業務を遂行できる</li> <li>標準的な課題について、上司の指示によりグループをまとめ問題解決にあたる</li> <li>下級者に指導できる</li> </ul>	主任・リーダー研修 実務研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年以上 介護福祉士 介護職員実務者研修修了</li> </ul>	常勤(月給) <ul style="list-style-type: none"> <li>基本給 ●●●円～</li> <li>経験手当 + ●●円</li> <li>役職手当 + ●●円</li> </ul> 非常勤(時給) <ul style="list-style-type: none"> <li>●●円</li> <li>経験手当 + ●●円</li> </ul>
中級職		通常の介護業務 他の従業員への助言	(初級職業務に加えて) <ul style="list-style-type: none"> <li>サービスの業務改善</li> <li>他の従業員への助言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>比較的高度な知識と経験を要する業務を遂行できる</li> <li>業務の改善や問題解決を実践できる</li> <li>下級者に助言できる</li> </ul>	実務研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年以上 介護職員実務者研修修了</li> </ul>	常勤(月給) <ul style="list-style-type: none"> <li>基本給 ●●●円～</li> <li>資格手当 + ●●円</li> </ul> 非常勤(時給) <ul style="list-style-type: none"> <li>●●円</li> <li>資格手当 + ●●円</li> </ul>
初級職		通常の介護業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>上位者の協力を得ながらの基本介護</li> <li>適切な観察、記録、報告等</li> <li>会議への参加</li> <li>外部研修への参加</li> <li>個別援助計画の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の介護業務に精通し、上位者の協力を得ながら、日常の定型業務を遂行できる</li> </ul>	実務研修 新任研修	入社時～ 介護職員初任者研修修了	常勤(月給) <ul style="list-style-type: none"> <li>基本給 ●●●円～</li> <li>資格手当 + ●●円</li> </ul> 非常勤(時給) <ul style="list-style-type: none"> <li>●●円</li> <li>資格手当 + ●●円</li> </ul>

注 「任用要件」欄に記載の勤続年数又は研修の受講状況に応じて昇給するものとし、職位に応じた給与を支給する。

(研修計画)

・ 個別の希望に基づき研修計画を作成し、年●回以上●●研修をオンラインで受講。
---

例2:訪問系(簡易版)

職位・役職	職責	任用要件	給与 (常勤・月給)	給与 (非常勤・時給)
上級ヘルパー(主任)	高度な業務の遂行 他の従業員への指導	●年以上 介護福祉士 介護職員実務者研修修了	常勤(月給) <ul style="list-style-type: none"> <li>基本給 ●●●円～</li> <li>経験手当 + ●●円</li> <li>役職手当 + ●●円</li> </ul>	非常勤(時給) <ul style="list-style-type: none"> <li>●●円</li> <li>経験手当 + ●●円</li> </ul>
中級ヘルパー	通常の介護業務 他の従業員への助言	●年以上 介護職員実務者研修修了	常勤(月給) <ul style="list-style-type: none"> <li>基本給 ●●●円～</li> <li>資格手当 + ●●円</li> </ul>	非常勤(時給) <ul style="list-style-type: none"> <li>●●円</li> <li>資格手当 + ●●円</li> </ul>
初級ヘルパー	通常の介護業務	入社時～ 介護職員初任者研修修了	常勤(月給) <ul style="list-style-type: none"> <li>基本給 ●●●円～</li> <li>資格手当 + ●●円</li> </ul>	非常勤(時給) <ul style="list-style-type: none"> <li>●●円</li> <li>資格手当 + ●●円</li> </ul>

注 「任用要件」欄に記載の勤続年数又は研修の受講状況に応じて昇給するものとし、職位に応じた給与を支給する。

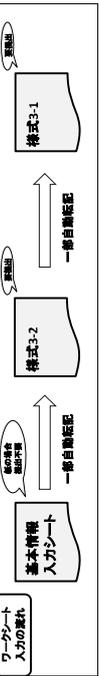
(研修計画)

・ 個別の希望に基づき研修計画を作成し、年●回以上●●研修をオンラインで受講。
---

R7 処遇改善加算実績報告書

実績報告書(処遇改善加算)作成用 基本情報入力シート

- 最初に本シート(基本情報入力シート)の黄色セルに入力することで、介護職員等処遇改善加算(以下、処遇改善加算)の対象事業所等に関する基本的な情報が、各様式に自動的に転記されます。  
【注意】本シートは様式作成用のため、実績報告書の提出を待たずに行う場合、本シートの提出は不要です。ただし、自治体に電子媒体で提出する場合は、本シートを別添えする必要があることとなります。
- 別紙様式1-1を完成させるには、「基本情報入力シート」別紙様式3-1から転記される情報が必要です。まずはこれらのシートを完成させてください。



- 別紙様式3-1-1に記載する処遇改善加算による賃金改算の所属欄について、具体的な算出方法は問いませんが、各職員に対し、処遇改善加算を原状として行った賃金改算額を積み上げる(足し上げる)などの適切な方法により算出してください。  
また、「賃金改算」を記入する際には、基本給、手当、賞与等(退職手当を除く)を含む金額を記入してください。

1 提出先に関する情報

処遇改善加算の提出に際しては、提出先(特定権限)の名称を入力してください。

提出先の特定権限	
----------	--

2 基本情報

下記に必要事項を入力してください。記入内容は別紙様式3-1及び3-2に反映されます。

法人名	フリガナ 〒
法人住所	〒
法人代表者	姓(1)(姓前名(姓前名まで)) 住所2(建物名等)
番付	氏名
担当者	フリガナ
連絡先	電話番号
	E-mail

3 処遇改善加算対象事業所に關する情報

下記に必要事項を入力してください。記入内容は別紙様式3-7に反映されます。

通し番号	介護給付事業所番号	指定権限者	事業所の所在地		サービス名	サービスコード
			郵便向角	市区町村		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						

別紙様式3-1

介護職員等処遇改善加算 実績報告書(令和7年度)

提出先

フリガナ	
法人名	〒
法人所在地	
フリガナ	
書類作成担当者	
連絡先	電話番号
	E-mail

2 実績報告書について

(1) 加算額以上の賃金改算について(全体)

算定した加算の合計	(a)	0	円
① 令和7年度の加算額	(b)		円
② 令和6年度に令和7年度の賃金改算に充てるために繰り越した額	(c)	0	円
③ 令和7年度の賃金改算額	(d)		円
④ (3)の額以上となること、介護人材確保・職場環境改善等事業から人件費に充てた額を除く。			

- 【記入上の注意】
- ・ (d)には、処遇改善加算の算出により発生する介護職員の賃金改算の額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改算を行った場合は、法定福利費等の事業主負担の増加分を含めなければならない。

(2) 加算以外の部分で賃金水準を下げないことについて

① 令和7年度の加算の影響を除いた賃金額	(e)	0	円
(ア) 令和7年度の賃金の総額	(f)		円
(イ) 令和7年度の賃金改算額(単報)	(g)	0	円
(ウ) 介護人材確保・職場環境改善等事業から人件費に充てた額	(h)		円
② 令和6年度の加算及び独自の賃金改算の影響を除いた賃金額(①の額は2の額を下回らないこと)	(i)	0	円
(ア) 令和6年度の賃金の総額	(j)		円
(イ) 令和6年度の旧3加算及び処遇改善加算の総額	(k)		円
(ウ) 令和6年度4・5月分の処遇改善支給補助金の総額	(l)		円
(エ) 令和6年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改算額	(m)		円

【記入上の注意】

- ・ ①には、職員構成が変わった等の事由により、例えば、本年度に入職(退職)した職員と同等の賃金水準の職員が前年度から在籍していた(いなかった)ものと仮定して計算するなどの方法により、今年度の比較に適した額に移すことが可能である。
- ・ (k)は、国民健康保険団体連合会から交付される「介護職員処遇改善加算等算出の通知書」及び「介護職員処遇改善加算等内訳の通知書」に基づいて記載すること。
- ・ (l)は、国民健康保険団体連合会から交付される「介護職員処遇改善支給補助金 支払額通知書」及び「介護職員処遇改善支給補助金 支払額内訳書」に基づいて記載すること。
- ・ (m)の独自の賃金改算額は、令和6年度における独自の賃金改算分(初めて処遇改善加算も取得した年度以降に行なったもの)に限る。旧3加算・処遇改善加算等の他の配分(支給)をいづれかで、処遇改善加算額の加算額を超えて賃金改算を行った場合はその金額は含む。(n)は、1以上の金額が異なる場合は、必ず12(3) 令和6年度の独自の賃金改算(処遇改善加算等の配分以外の独自の賃金額)欄に支給額、方法等の具体的な賃金改算の内容を記載すること。

(3) 令和6年度の独自の賃金改算(処遇改善加算等の配分以外の独自の賃金額)

- ・ 2(2)の2.(イ) 令和6年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改算額欄に計上する場合は記載すること。

独自の賃金改算の具体的な取組内容	
独自の賃金改算額の算定根拠	



(7)その他(指定業者に対する特約の違約事項等がある場合等)については、以下の欄に記載すること。)。

※ 給与明細や勤続記録等、実績報告の根拠となる資料は、指定業者からの求めがあった場合に速やかに提出できるように適切に保管しておくこと。  
 ※ 本様式への提出記録のほか、別途改善加算の申請に別して不正があった場合及び指定業者からの求めに応じて書類の提出を行うことができる場合は、別途根拠となる書目がある。

本実績報告書の記載内容・添付書類の内容に間違いありません。  
 記載内容を証明する資料を適切に保管することを確認します。  
 また、令和7年度に満了した額(2(1)のイ)がある場合は、令和7年度の算定額となる賞金改善に資する、期間中に事業所が休職した場合は、一時金等により介護職員その他の職員の賞金として配分しました。

令和 年 月 日 法人名 代表者 職名 氏名

**(補足) 提出前のチェックリスト**

・以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合は、当該項目の記載を修正すること。  
 ※ 空欄が表される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 実績報告について	
(1)	加算額以上の賞金改善を行っている
(2)	加算以外の部分で賞金水準を下げていない
3 介護職員等処遇改善加算の要件について	
(1)	月額賞金改善要件 I 処遇改善加算IV相当の加算額の1/2以上の月額賞金改善を行っていること
(2)	月額賞金改善要件 II 旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賞金改善を行っていること
(3)	キャリアパス要件 I・II キャリアパス要件 I (任用要件・有体体系の整備等)とキャリアパス要件 II (研修の奨励等)の両方を満たすこと
(4)	キャリアパス要件 III キャリアパス要件 III (研修の仕組みの整備等)を満たすこと
(5)	キャリアパス要件 IV 改善後の賞金が年額440万円以上となる等の理由を記載すること <small>小規模事業所等である等の理由を記載すること</small>
(6)	職場環境等要件 介護人材確保・職場環境改善等補助金を申請済である又は各加算区分の算定に必要な要件を満たしていること



